

「インターネット上での知的所有権に関する国際私法問題——著作権を中心として——」

駒田 泰土

(財) 比較法研究センター研究員

インターネットによる国際的な著作物の利用は、いずれの国の法律が定める著作権に従うべきか。この問題が今日急速に注目を集めている。一般に、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の5条2項は、保護国法を著作権の準拠法とする国際私法ルールを定めているとされる。しかし、インターネット送信の場合には、保護国をどの国と解すべきかについて様々な議論がなされている。いずれの説も難点を抱えており、今のところ断然すぐれた説というものはみあたらない。各国の裁判例等、実務の展開を注視して、現実的な落としどころを探る必要性がある。

Intellectual Property and Private International Law on the Internet: A Choice of Law Analysis Especially for Copyright.

Yasuto Komada

Research Fellow

Kyoto Comparative Law Center

In general, it is said that the applicable law for a copyright should be the law of the protecting country under the Article 5 (2) in Berne Convention for the protection of literary and artistic works. However, it is very difficult to determine the country when transmissions via internet are concerned. Though a variety of theories have been published, you cannot find by far the best one. You must watch closely the practical development in the world and try to search for a realistic solution.

I. はじめに

一般に外国的要素を含む私法的法律関係については、国際私法により適用すべき国の法律が決定され、個々具体的な法律判断がなされることになる。このとき、適用される法律を準拠法 (applicable law) という。国際私法は、いずれの国の法律が準拠法となるかを決定する、法選択ルール (choice of law rule) である¹。

インターネットはグローバルな性質を持ち、そこで著作物を利用すれば、直ちに国際的な私法関係が生成する。他人の著作物をサーバにアップロードするさいに、いずれの国の法律が定

¹ 広義の国際私法概念は法選択の問題に限定されないが、本稿では、著作権に関して、この狭義の国際私法問題を考察する。

める著作権を前提として利用契約を締結すればよいのか。あるいは、いずれの国の法律が定める著作権を譲り受ければよいのか。他人が無断で自己の著作物をインターネット送信した場合に、いずれの国の法律が定める著作権の侵害となるのか。このような国際私法問題が、いま急速に注目を浴びつつある。

そうした情勢を受けて、最近この問題について論じた文献が多数見られるようになった。本報告は、それら諸見解を整理し、若干の批判的検討を行おうとするものである。

II. ベルヌ条約の解釈～保護国法の原則

国際私法は、原則として国内法である。わが国には「法例」という法律があり、様々な法律関係について準拠法を定めている。それぞれの国に国際私法があり、それぞれの国の立場から独自に準拠法を定めている。しかし、複数の国が締結する条約が、国際私法ルールを定めている場合もある。この場合、理論的には、それら締約国は、同一の問題について同一の国際私法ルールに従うことになる。

著作権の世界では、もっとも重要な条約として、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」がある。わが国や欧米諸国を含む非常に多くの国が、この条約を締結している²。その1条によれば、ベルヌ条約の締約国は著作物保護のための「同盟」を形成するので、ベルヌ条約の締約国は「同盟国」とされている。そして、そのパリ改正条約（1971年）の5条2項には、次のような規定がある。

「保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、……専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。」

世界中の多くの見解は、この規定が、著作権の存否や内容に関する準拠法とともに、著作権侵害の責任に関する準拠法をも定めていると解している³。その準拠法とは、保護が要求される同盟国の法令、すなわち「保護国法」(the law of the protecting country)であり、これは、具体的には、保護されるべき行為が生じる国の法律であると解されている。自国の国際私法のかなかに、著作権の準拠法を保護国法とするルールを定めた国も少なくない⁴。

保護国法の原則は、多くの場合、明確であって適用しやすいものである。たとえば、書籍を出版する場合、複製や頒布という保護されるべき行為がどこで生じるかは明らかである。音楽をホールで演奏する場合や、映画を館内で上映する場合も同様である。

² 今年4月現在で142カ国。

³ さしあたり、道垣内正人「インターネット時代の著作権保護についての国際私法上の問題——WIPOにおける専門家会合に出席して——」コピーライト1999年1月号23頁参照。

⁴ スペイン1974年追加民法10条4項、オーストリア1978年国際私法34条1項、ハンガリー1979年国際私法19条、スイス1987年国際私法110条、イタリア1995年国際私法54条、ドイツ国際私法会議1988年提案46条等。

しかし、インターネット送信の場合には、問題が複雑になる。この場合には、保護されるべき行為がどこで行われているのかは必ずしも明白ではなく、保護国の特定に困難が生じるからである。

Ⅲ. 議論状況

それでは、インターネット送信の場合には、いずれの国をもって保護国と考えられているのであろうか。

1. 発信国法説

インターネットほどではないが、それと同様に多くの国を巻き込む国際的なメディアとして、衛星放送がある。ECは、衛星放送によって生じる著作権の準拠法問題を解決するために、1993年9月27日に指令(93/83/EEC)を採択して、信号が衛星に向けて発信される加盟国において衛星放送が行われているとするルールを確立した(同指令1条2項)。これにより、保護されるべき行為は発信国で生じていることとされ、発信国法が準拠法とされたわけである。

インターネットについても、1995年に公表された欧州委員会のグリーンペーパーのなかで、著作物がサーバにアップロードされる国の法律を準拠法とする解決が提案された。グリーンペーパーは、この解決が先の衛星放送に関する著作権指令を踏襲したものであるということ指摘している⁵。

この発信国法を準拠法とする考えが提案された背景には、著作物の円滑な流通とインターネット利用の促進に対する配慮があるのだろう。この解決によるならば、著作物を利用する側は発信国の法律だけを考慮すればよいし、国ごとに著作権者が異なる場合であっても、発信国法上の著作権をもつ者から許諾なり権利を取得すればよいからである。

2. 段階的連結

しかし、サイバースペースにおいては、発信国の交替は容易であり、著作権保護が必ずしも十分ではない国——コピーライト・ヘイブン——から送信されるリスクが発信国法主義にはつきまとざるをえない。そこで段階的にいくつかの法に連結するという手法が主張されている。

先の欧州委員会のグリーンペーパーも、発信国法主義は、加盟国の法律を高度な水準でハーモナイズすることが条件であり、また加盟国外から送信される場合には、別の国際私法ルールが必要であろうと指摘している⁶。つまり、EU域内から送信される場合と域外から送信される場合とを区別して、域内からであれば発信国法、域外からであればまた別の国の法律を適用するという段階的な連結手法が示唆されているわけである。

⁵ COM (95) 382 final, pp.42-43.

⁶ Ibid., p.43. なお、衛星放送指令も、加盟国外からの発信については、加盟国内に中継局や放送委託機関があればその国を放送の場所とみなすと規定している(1条2項d)。

アメリカの著作権法学者である J.Ginsburg は、1998 年 12 月に世界知的所有権機関 (WIPO) で国際私法に関する専門家会合がもたれたとき、著作権侵害の準拠法に関して、次のような解決を提案している。

まず、原則として、著作権を侵害するコンテンツをホストしているサーバの所在地法 (つまり発信国法) によるべきである。その法がベルヌ条約等の保護水準に達していない場合には、侵害コンテンツを搭載しているサイトの管理者の住所・本店所在地法によるべきである。その法がベルヌ条約等の保護水準に達していない場合には、法廷地国がベルヌ条約等の締約国であることを条件に、法廷地法によるべきである。ただし、当事者の主張立証により損害発生地法によることもできるとする⁷。

このように、Ginsburg は、著作権保護が十分であるかどうかの基準をベルヌ条約等の国際条約に求め、それに適合していない場合には順に次段階の準拠法に進むという解決を提案しているのである。

わが国では、田村教授が段階的連結を主張している。田村教授は、送信行為が主として念頭に置いている受信者層が特定国に集中していることが明らかな場合には、当該国の法を適用すべきであるとする (具体的には、日本語のコンテンツが送信される場合には、特段の事情がない限り日本法を適用する。)。その他の場合には、行為態様に鑑みて、最も関連の深い国の法を適用すべきであるとする⁸。

3. 受信国法説

欧州委員会が公表したグリーンペーパーに対しては、各種業界団体から様々な意見が寄せられたが、とくに準拠法の提案については多くの批判が集まった。たとえば、デンマークの上演権管理団体のリーガル・アドバイザーを務める P.Schønning は、グリーンペーパーがモデルとした衛星放送に関する著作権指令は、目下のところ権利者に十分な保護を与えてはいないとし、むしろ、個々のユーザがアクセスする国の法、受信国法こそが準拠法とされるべきだと主張した。発信国法説の利点としては権利処理の簡便さがあるが、Schønning は、受信国法説によっても、個々の受信国の著作権管理団体が相互に管理委託契約を結ぶことによって、権利処理をスムーズにすることはできると指摘している⁹。

わが国でも、受信国法をもって準拠法とすべきだとする見解が多い。たとえば、石黒教授¹⁰、

⁷ 道垣内・前掲 (3) 24 頁。なお、J.C.Ginsburg, "The Cyberian Captivity of Copyright: Territoriality and Author's Rights in a Networked World", Santa Clara Computer and High Technology Law Journal, vol.15, no.2, 1999, pp.347 et s.も参照。

⁸ 田村善之『著作権法概説』(有斐閣・1998年) 471~472頁。

⁹ P.Schønning, "Applicable Law in Transfrontier On-Line Transmissions", RIDA, no.170, 1996, pp.20 et s.

¹⁰ 石黒一憲『国際知的財産権 サイバースペース対リアル・ワールド』(NTT出版・1998年) 19~20頁。

茶園助教授がこの説をとっている。この説によるならば、コピーライト・ヘイブンの問題は一切生じないことになる。

とくに茶園助教授は、「適法に送信しようとする者と権利者は、準拠法にかかわらずに多数の受信国を一括して交渉することができるから、實際上、適用される法律の数が多いことはあまり問題とはならないであろう」としている。そして、「損害額の算定においては、著作物の需要は国ごとに様々であるため、受信国の市場状況を調べる必要があることはもとより、当該著作物が保護されているかどうか、どの程度保護されているか等も考慮すべき事情となるから、結局、受信国の法律を検討しなければならないであろう。そうだとすると、実際には、発信国法説による場合と受信国法説による場合とでは、圧倒的な違いはないのではなかろうか」とも述べている¹¹。

また、フランスの立法準備機関であるコンセイユ・デタ (Conseil d'Etat) によって、1998年に「インターネットとデジタル・ネットワーク」と題された報告書が採択されているが、その第三部にも、受信国法をもって準拠法とすべきだとの見解がみられる¹²。

なお、欧州委員会は、1996年に公表したフォローアップ・ペーパーの中で、インターネットにおける著作権の準拠法問題はさらなる研究を要するとし、この点に関する立法は当面行わないことを明らかにした¹³。

4. 作花説

作花助教授は、著作者に排他的な権利 (許諾権) を与え、十分な保護を与えている発信国法によりきちんと権利処理がなされれば、それ以外の法を顧慮する必要はないとし、権利者から許諾を得ずに送信された場合には、受信国法を適用すべきであるという、かなり独創的な理論を提唱している¹⁴。つまり、きちんと契約を結ぼうとする利用者に対しては、発信国法説のもつ権利処理の簡便さという便益を与え、その他の場合には、受信国法を適用してコピーライト・ヘイブンの問題を封じようというのである。

IV. 考察

それでは、以上の諸見解をふまえ、若干の批判的考察を行うこととしたい。

1. 発信国法説について

発信国法説には、コピーライト・ヘイブンからの送信という問題がつかまとう。また、サイ

¹¹ 茶園成樹「インターネットによる国際的な著作権侵害の準拠法」国際税制研究3号82、83頁(1999年)。

¹² この報告書は、<http://www.internet.gouv.fr/francais/index.html> からオンラインで入手できる。

¹³ COM (96) 568 final, pp.22-24.

¹⁴ 作花文雄『詳解 著作権法』(ぎょうせい・1999年)549頁以下。

バースペースにおいては、発信国はつねに確実に特定されるものではないともいわれている。したがって、純粋なかたちでこの解決を採用することは不可能であり、段階的な連結手法との組み合わせ等、何らかの手当てが必要となろう。

2. 段階的連結論について

すでに見たように、Ginsburg は、発信国法を第一とする段階的連結を主張している。しかし Ginsburg の提案によれば、関連する法が果たしてベルヌ条約等の保護水準を満たしているかについての難しい判断を、当事者及び裁判所に強いることになる。それは当事者の予見可能性を損なうであろうし、裁判所の恣意的な判断を促すことになろう。したがって、この解決は、あまり実際的ではないだろうと思われる。

田村教授の見解によれば、送信行為が主として念頭に置いている受信者層が特定国に集中していることが明らかでない場合、たとえば英語のコンテンツが送信される場合には、「最も関連の深い国の法」を適用することになるが、このようにあまりにも概括的なルールは、やはり当事者の予見可能性を著しく損なうものであって、大いに疑問であるといわざるをえない。

総じて、段階的連結を説く見解に対しては、次のような批判もなされよう。すなわち、ベルヌ条約の5条2項は、「保護が要求される同盟国の法令による」としか定めていないのであって、場合に依じてA国法、B国法と準拠法をたがえるのは、同条約の解釈論としては、そもそも無理ではないかということである。妥当な国際私法ルールを導くためにはやむをえないというのであれば、解釈論の限界を踏まえた上で、この点に関する新たな条約の作成等、立法論に踏み出すのが筋ではないかと思われる¹⁵。

3. 受信国法主義について

それでは、準拠法は受信国法とされるべきであろうか。受信国法説に立つと、インターネットの性格上、理論的には世界中からユーザがアクセスできるのであるから、無数の受信国法が適用され、権利処理を困難にし、あるいは裁判所に過重な負担を負わせるのではないかという懸念が当然に生じるであろう。

この点、茶園助教授は、すでに見たように、権利者と利用者が複数の受信国を一括して交渉することができるので問題ないとするのであるが、受信国ごとに権利者が異なる場合には、一括して交渉することは不可能である。Schonning は、各国の集中管理団体による相互管理委託契約を活用すれば問題ないとするが、しかし集中管理の対象となっていない著作物の著作権も多々存在するし、とくにわが国の場合は、そうであるといえよう。もっとも、近い将来、かなりの数の著作権管理が電子的に行われるようになり、権利者からの許諾が得やすくなれば、この問題はかなり減殺されるかもしれない。

裁判所の負担については、石黒教授は、無数の受信国という困難と類似の問題は、国際的な

¹⁵ 道垣内・前掲(3)24頁参照。

集団訴訟における国際環境汚染や国際製造物責任の場合でも生じうるものであり、程度の問題にすぎないとしている¹⁶。しかし、そこにおける程度の差は、実に甚だしいものとなる可能性がある。送信の差止やサーバに搭載されたファイルの削除は、どこか一国の受信国法に基づいてそれらが実現できれば、他の受信国法は、實際上意味をなさないだろう。しかし、多数の国で生じた損害の賠償が請求される場合には、それぞれの受信国ごとに、係争著作物が保護されているのか、どのような権利の侵害となるのか、著作権の制限規定が適用されないか等の問題が吟味されねばならない。

茶園助教教授は、発信国法説に立っても、受信国の法律を検討しなければならなくなるとするが、だからといって、受信国法を準拠法とする解決の難しさが軽減されるわけではない。それに——発信国とはいわないまでも——どこか一国の法律を準拠法としたとしても、個々の受信国の法律を検討しないですむ場合もあるのではないかと思われる。たしかに、現実の損害額を算定する上では、個々の受信国の市場を調査したり、そこにおいて係争著作物がそもそも保護されているかを考慮しなければならないかもしれない。だが、わが著作権法は、侵害者の得た利益をそのまま損害額と推定し、また権利者は最低でも通常使用料相当額を請求できることを定めている¹⁷。このような準拠法上の規定によるならば、個々の受信国における需要や保護の存否を考慮する必要はさほど生じないのではなかろうか。

4. 作花説について

作花説は、発信国法説と受信国法説のそれぞれがもつ利点をともに生かそうとするものであるが、これに対しては、ネットワーク網が整備される以前に国ごとに権利が譲渡されている場合には、発信国法に基づく許諾があったからといって、他の国の権利者が自ら許諾していない送信を阻止できないとするのは酷である、との批判がなされている¹⁸。また、このような理論は、やはりベルヌ条約5条2項の解釈論として果たして成立しうるものであるか、大いに疑問であろう。

V. おわりに

以上、インターネット送信に関する著作権の準拠法問題を論じた様々な見解を概観し、それぞれに批判的な検討を加えてきた。どの立場にも短所があり、理論的に断然優れているものは特定できない状況である。したがって、各国の裁判例等、実務の展開を通して、現実的な落としどころを注意深く探求してゆく必要があるだろう。

最後に一点だけ付け加えるとすれば、ベルヌ条約の解釈についてである。ここに紹介した論者はすべて、同条約の5条2項が著作権の準拠法を定めていると考えているが、筆者は、必ず

¹⁶ 石黒・前掲(10)20頁。

¹⁷ 114条。

¹⁸ 茶園・前掲(11)84頁。

しもそうとはいえないと考えている¹⁹。紙幅が尽きたので、その理由をここで十分に示すことはできないが、インターネット上での著作権に関する国際私法問題を本格的に考察していく上では、同条約の解釈についても、今一度、検討が必要ではないかと考える²⁰。

¹⁹ 拙稿「ベルヌ条約と著作権者の権利に関する国際私法上の原則」国際法外交雑誌 98 巻 4 号 41 (463) 頁以下 (1999 年)。

²⁰ 本稿では紹介しなかったが、以下の文献もこのテーマを扱っている。F.Dessemontet, "Internet, la propriété intellectuelle et le droit international privé", in K.Boele-Woelki and C.Kessedjian (ed.), INTERNET WHICH COURT DECIDES? WHICH LAW APPLIES? QUEL TRIBUNAL DÉCIDE? QUEL DROIT S'APPLIQUE?, 1998, pp.57 et s.; J.Dieselhorst, "Anwendbares Recht bei Internationalen Online-Diensten", ZUM, 04/1998, S.293ff.; C.Intveen, INTERNATIONALES URHEBERRECHT UND INTERNET, 1999